

表彰に関する規程

平成 5 年 5 月 16 日 制 定

平成 12 年 5 月 28 日 一部改定

平成 22 年 5 月 23 日 一部改定

一般社団法人北海道放射線技師会（以下、「当法人」という。）は昭和 35 年札幌市で開催された第 16 回日本放射線技術学会ならびに第 13 回日本エックス線技師会総会準備委員会記念事業により生じた 15 万円を表彰基金として保存し、永く会員の顕彰を行ってきた。

さらに当法人名誉会員故中島安三氏より 100 万円の寄贈を受け、そのご厚志と中島氏を記念して基金とし、昭和 45 年に中島賞を設立して会員の功績について顕彰してきた。

さて、現今の国民医療及び一般社会情勢は激しい進歩発展をとげつつ変革をきたし、これに対応する放射線技師の資質向上は目覚ましく飛躍的に伸暢し、放射線技師職は一般社会からの認識を深めてきた。従って、当法人表彰規程もこれに順応しなければ広く会員の公平な顕彰は困難になってきた。この時機を踏まえ平成 9 年本会名誉会員中間光雄氏より寄贈された 100 万円を基金として、勤行賞を設立する。

当法人はこの表彰制度の高い理想と目的を継承し、未来にむけた表彰制度として、この規程を定める。この規程が将来にわたって円滑、公平に運営され、当法人の目的を高く掲げ、診療放射線技師職の分野における本会会員の広い業績が、本会の名において永久に記録されることを望む。

第 1 条 総 則

この規程は、当法人における表彰に関して必要な事項を定める。

第 2 条 表彰の種類

表彰はつぎの 4 種類とする。

- 1 功労賞
- 2 学術賞
- 3 中島賞
- 4 勤行賞

第 3 条 表彰の基準

第 2 条による表彰はつぎの各項に掲げる基準による。

- 1 功労賞
当法人の発展に関し著しい功績のあった人または顕著な貢献のあった人。
- 2 学術賞
 - (1) 放射線に関係する学術に対し優秀な論文を発表した人。
 - (2) 永年にわたり当法人の学術大会・研修会等に多くの学術研究発表をした人。
 - (3) 会員の資質向上のため研修会・講演会等に積極的に講演、技術指導等を行った人。
- 3 中島賞
 - (1) 永年にわたり当法人組織運営規程に定める支部の発展に貢献した人。
 - (2) 永年にわたり支部の研修会・講演会等において会員の資質向上に努力した人。
- 4 勤行賞
 - (1) 当法人会員として 50 年以上にわたり会員権を継続し、当法人の発展向上に努力した人。
 - (2) 北海道内において永年にわたり職務に精励し、地域住民の保健衛生の向上に貢献した人。

第 4 条 表彰の除外

いずれの賞においても過去に当法人の名誉を傷つける行為または信用失墜の行為のあった場合は表彰を受けることが出来ない。

- 2 会長はすでに表彰を受けた人で、当法人の名誉を著しく棄損した人または信用失墜の行為のあった人の受賞を取り消すことができる。
- 3 前項の取消があった場合会長は、その事実をすみやかに告示しなければならない。

第5条 表彰の審査

表彰の審査はつぎに掲げる人によって行われ、その会議を表彰委員会という。
表彰委員会における必要な事項は委員会が定める。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 名誉会員
- 4 その他会長が委嘱する人

第6条 審査請求

表彰の審査は常務理事ならびに各支部長が請求する。

- 2 前項の請求は書面により表彰委員会に対して行う。

第7条 表彰の方法

表彰は総会において公開される。

- 2 学術賞の顕彰は同一の業績に対し複数の個人またはグループを同時に表彰することが出来る。
- 3 表彰は表彰状ならびに副賞とする。
- 4 総会に出席できない事情のある受賞者については、総会以外の適当な場所において表彰することができる。
- 5 表彰は生存者に対して行う。ただしとくに必要と認めた場合は故人に対しても表彰することが出来る。
- 6 第4項および第5項の場合は総会で受賞者に関する公表をしたのちでなければ表彰することが出来ない。

第8条 表彰の費用

表彰に関する費用はつぎの基金を運用した果実収入をもって支出する。

- (1) 表彰基金
- (2) 中島基金
ただし、中島基金は中島賞にのみ適用する。
- (3) 勤行基金
ただし、勤行基金は勤行賞にのみ適用する。
- (4) その他

- 2 前項の収入に不足が生じた場合は一般会計より当該年度に限定して補填することができる。
- 3 表彰の費用について剰余金の生じた場合は理事会の決定する方法により基金に繰り入れる。

附 則

- 1 この規程の施行以前に表彰された人の表彰に関する履歴は本規程によるものとして取り扱う。
- 2 この規程の施行により旧表彰規程並びに内規および中島基金運用規程は廃止する。
- 3 この規程は平成5年5月16日より施行する。
- 4 この規程を改廃するときは、理事会が発議し、総会の決議によらなければならない。
- 5 この規程は、一般社団法人の設立の登記の日（平成22年11月1日）から施行する。